

戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修等の費用を補助

地震に対する安全性向上のために戸建て木造住宅の耐震改修工事などを行う所有者へ、費用の一部を補助します。

要件

- ・階数3階以下の戸建て木造住宅。
- ・在来軸組構法、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)、または伝統的構法。
- ・昭和56年5月31日以前に着工、または熊本地震により罹災^{りさい}したことが確認できる。
- ・改修・建て替えを行う場合、耐震診断で倒壊の危険性があると判断されている。
- ・所有者が現に居住している。

申請について

期限 10月31日(月)

場所 都市計画課 建築係

その他

- ・上記以外にも要件がある場合があります。補助制度の詳細や必要書類は町ホームページでご確認ください(申請書様式などのダウンロードもできます)。
- ・受け付けは先着順です。予算上限に達した場合、募集期間中であっても受け付けを終了することがあります。

補助メニュー

耐震診断

対象 耐震診断士に依頼して実施する耐震診断費用
補助金額 耐震診断費用の3分の2以内(上限68,000円)

設計・改修工事一括

対象 改修設計(耐震診断士が行うもの)と改修工事を併せて行う場合の費用
補助金額 改修工事費用の5分の4以内(上限100万円)

設計・建て替え工事一括

対象 同一敷地内で、建て替え設計と建て替え工事を併せて行う場合の費用
※建て替え後の住宅は、省エネ基準に適合している必要があります。
補助金額 建て替え工事費用の5分の4以内(上限100万円)

耐震シェルター工事

対象 耐震シェルター(睡眠スペースなどを守るための装置)を住宅の一部に設置した場合の費用
補助金額 設置工事費用の2分の1以内(上限20万円)

※改修設計/改修工事/建て替え工事のみの補助もあります。

☎ 都市計画課 建築係 ☎ 289 - 8308

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を紹介します

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員は、障がいのある人の暮らしや利用できるサービスなどの相談・アドバイスを通じて、障がい者と関係機関とのパイプ役を担っています。また、その活動により、町民に障がい者福祉への関心を高めてもらうことも目的としています。

相談内容の秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

☎ 福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

身体障がい者相談員(敬称略)

やまもと	のりあき	☎ 090 - 4515 - 6435
山本	紀昭	
まえだ	まさる	☎ 090 - 8913 - 3189
前田	勝	
むらかみ	まちこ	☎ 090 - 3323 - 1129
村上	眞智子	

知的障がい者相談員(敬称略)

たまつり	けいこ	☎ 090 - 1513 - 6398
玉作	恵子	